

件名	意見募集の実施結果について
実施趣旨	本条例案は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）に新たな規制を課す内容を含むことから、県民等の意見を条例案に反映させることを目的として、その概要を県警ホームページ等に公表し、広く県民の意見を公募したもの
実施期間	平成22年5月27日（木）から同年6月25日（金）までの30日間
実施結果	<p>1 意見提出者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛成意見 8名（意見提出者全員が複数件の回答） （内訳：電子メール7名、FAX1名、郵送0名）</li> <li>○ 反対意見 なし</li> </ul> <p>2 意見内容の要旨</p> <p>(1) 賛成意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勇気を持って善悪を言える世の中にするためには、このような条例ができることはありがたい。</li> <li>○ 明るい社会にするため、社会が一丸となって取り組んでいく必要がある。</li> <li>○ 暴力団との関係を持たない気運が高まっている最近の社会情勢において、このような条例が制定されることは、非常にありがたい。</li> <li>○ お客様に安全・安心をアピールしていくことが事業者の使命であり、それが街の活性化につながる。</li> <li>○ この条例が早急に施行されることを期待する。</li> <li>○ 警察だけでなく、社会全体から暴力団を排除していく姿勢が素晴らしく、非常に良い条例と感じた。</li> <li>○ この条例が制定された後は、暴力団に資金を渡す事業者がなくなることを期待している。</li> <li>○ 大変良い条例だと思う。この条例をきっかけとして三重県から暴力団がなくなることを望む。</li> </ul> <p>(2) 罰則の強化を望む意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 努力義務規定を極力、義務規定に、義務規定違反には過料若しくは罰則を定める等、現行案より更に厳しい条例にして欲しい。</li> <li>○ 違反した事業者に対しては、勧告・公表の措置を講じるのではなく、罰則を科す等、より一層厳しい条例にして欲しい。</li> </ul>

- 暴力団に金を渡す事業者に対しては、行政指導ではなく、罰則を設けて厳しい処罰にして欲しい。

(3) 要望意見

- 不動産取引において「買戻し」まで定めるのは厳しいと思う。買戻し請求権は、売り側・買い側の両方が持つ権利で、判例からしても売り側の敗訴が多く、買戻しを規定することにより、多大な損害が発生する恐れがある。
- 不動産取引の条文中において、「暴力団事務所と判明した場合は、契約を解除する旨の暴力団排除条項を契約書に定めるものとする。」と規定して欲しい。
- 条例を見て、最も強く感じたのが青少年の健全育成で、最近の若者は、興味本位やちょっとした勘違いで簡単に悪の道に進む傾向がある。

PTA役員を務めていた当時、教員から「中高生が暴力団員と交友関係を持っている。暴力団事務所に出入りしている。」等の話を聞いたことがあったので、この条例でなんとかして青少年が暴力団やその関係者との関係を遮断できるような施策を講じていただきたい。